

サーバと端末を含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じてわが国の領域外からなされたり、当該システムの構成の一部であるサーバがわが国の領域外にあったりする場合でも、当該システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみれば、当該行為が実質的にわが国の領域内における生産に当たると評価できるときは、これにわが国の特許権の効力が及ぶと判示した事例

—コメント配信システム事件—

最判令和7年3月3日令和5年(受)第2028号(裁判所ウェブサイト)

東海大学 情報理工学部 兼任講師・弁理士 中川 淨宗

◆事案の概要

X(原告・控訴人・被上告人)は発明の名称を「コメント配信システム」とする特許第6526304号に係る特許権(X特許)を有しており、X特許の特許請求の範囲における請求項1および2に記載された各発明(X発明)はシステムに関する発明である。X発明は、動画および動画に対してユーザが書き込んだコメントを表示する端末装置と当該端末装置に当該動画や当該コメントに係る情報を送信するサーバとをネットワークで接続したシステムに関するものであり、動画上に表示されるコメント同士が重ならないように調整するなどの処理を行って、コメントを利用したコミュニケーションにおける娯楽性の向上という効果を奏する。

Y(被告・被控訴人・上告人)は動画配信サイトの運営などを業とする米国ネバダ州法に基づいて設立された法人である。Yはわが国に在住するユーザに向けて、インターネットを通じて複数の動画共有サービス(Yサービス)を提供しており、Yサービスは動画の再生に併せてユーザによって書き込まれたコメントを表示するものである。

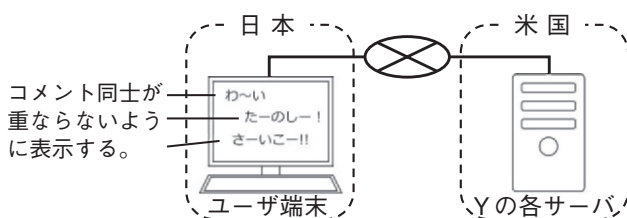
YはYサービスを提供すべく米国内でウェブサーバ、コメント配信用サーバおよび動画配信用サーバを設置・管理しているところ、そのうちのウェブサーバから、インターネット

を通じ、ユーザの使用に係るわが国に所在する端末(ユーザ端末)に対し、HTMLファイルおよびプログラムを格納したファイル(Javascriptファイルなど)を配信している(Y配信)。もっとも、Yサービスの一部に係る動画配信用サーバは、第三者が設置・管理するものであり、わが国に所在する場合としない場合があり得る。

Y配信は、ユーザがわが国に所在するユーザ端末を使用し、Yサービスに係る動画を視聴するための各ウェブページ(Yページ)にアクセスすると、前記プログラムを格納したファイルなどを米国に所在する前記ウェブサーバから送信し、ユーザ端末にダウンロードさせるものである。

Y配信がなされると、動画再生ボタンの押下を要する場合があるものの、ユーザ端末はYファイルの記述に基づいて自動的にインターネットを介して接続された前記動画配信用サーバおよびコメント配信用サーバにそれぞれ動画およびコメントに係るデータファイルを要求し、これらのファイルを受信してコメント同士が重ならないように調整したうえで、動画にコメントを重ねてユーザ端末上で表示するなどの処理を行うことになり、ユーザ端末とY動画配信用サーバおよびYコメント配信用サーバを含むX発明の技術的範囲に属するシステム(Yシステム)が構築される。

本件は、XがYに対し、Yによる上記の行為はX特許を侵害するものであるとして、Yの行為の差止めおよび損害賠償などを求める事案である。本件訴訟の主要な争点は、わが国の領域外から領域内へとインターネットを通じてファイルを送信することなどにより、わが国の領域外に所在するサーバと領域内に所在する端末とを含むシステムを構築するYの行為が特許法(以下、特)2条3項1号所定の生産に当たり、わが国の特許権を侵害するか否かである。



〔Yシステムのイメージ〕

第一審（東京地判令和4年3月24日）^{*1}は、同号所定の生産に当たするためには特許発明の全ての構成要件を満たす物が日本国内で新たに作り出されることが必要であるとしたうえで、Yシステムのうち日本国内の要素であるユーザ端末だけではX発明の全ての構成要件を充足しないとして、YがX発明を日本国内で実施したとはいえ、YによるX特許の侵害は認められないとして、Xの請求を棄却した。

控訴審（知財高判令和5年5月26日）^{*2}は、ネットワーク型システムを新たに作り出す行為が同号所定の生産に該当するか否かは、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合でも、当該行為の具体的態様、当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、当該システムの利用により当該発明の効果が得られる場所、その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響などを総合的に考慮し、当該行為がわが国の領域内で行われたとみられるときは生産に該当すると解するのが相当であるとして、YによるYシステムの生産は日本の領域内で行われたと認められるから、X発明の生産に当たるとして、Xの請求を一部認容した。

これに対し、Yはわが国の領域外でY配信を行っているにすぎず、また、Yシステムの一部はわが国の領域外にあることからすれば、特許権に係る属地主義の原則に照らし、わが国の特許権の効力が及ぶ行為には当たらないというべきであるから、上記控訴審判決には法令の解釈適用の誤りおよび判例違反があるなどとして上告したのが本件上告審である。

◆判旨—上告棄却—

「我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが……、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合に、我が国の領域外の行為や構成を含むからといって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、当該システムを構築するための行為が特許法2条3項1号にいう『生産』に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、システムを

構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における『生産』に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。

Y配信は、プログラムを格納したファイル等を我が国の領域外のウェブサーバから送信し、我が国の領域内の端末で受信させるものであって、外形的には、Yシステムを構築するための行為の一部が我が国の領域外にあるといえるものであり、また、Y配信の結果として構築されるYシステムの一部であるコメント配信用サーバは我が国の領域外に所在するものである。しかし、Yシステムを構築するための行為及びYシステムを全体としてみると、Y配信によるYシステムの構築は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるためYページにアクセスすると当然に行われるものであり、その結果、Yシステムにおいて、コメント同士が重ならないように調整するなどの処理がされることとなり、当該処理の結果が、Yシステムを構成する我が国所在の端末上に表示されるものである。これらのことからすると、Y配信によるYシステムの構築は、我が国でYサービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我が国所在の端末を含むYシステムを構成した上で、我が国所在の端末でX発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。そして、XがX特許を有することとの関係で、上記の態様によるものであるY配信やその結果として構築されるYシステムが、Xに経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれな。そうすると、Yは、Y配信及びその結果としてのYシステムの構築によって、実質的に我が国の領域内において、Yシステムを生産していると評価するのが相当である」

◆評釈—結論賛成・理由反対—

1. 本判決の位置付け

本判決は、サーバと端末を含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じてわが国の領域外からなされたり、当該システムの構成の一部であるサーバがわが国の領域外にあったりする場合でも、当該システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的にわが国の領

域内における生産に当たると評価できるときは、これにわが国の特許権の効力が及ぶと解し得る旨を判示する。

本判決と同様に、わが国の領域外に特許発明を構成する要素の一部があったり、それを実施する行為の一部が行われたりした場合に、わが国の特許権を侵害するか否かが争われた事例としては、以下のようなものがある。

大阪地判平成12年10月24日「製パン器事件」^{*3}は、日本の実用新案権は日本国内にしか効力を有しないため、当該物品が日本国外に存在する場合、そこに具現された技術的思想に対して日本の実用新案権の支配力は及ばないから、登録実用新案の実施である譲渡といえるためには、当該譲渡の対象物が日本国内に存在しなければならない旨を判示する。

東京地判平成13年9月20日「電着画像の形成方法事件」^{*4}は、特許発明の構成要件の一部に係る工程が日本国外に所在する者によって実施される場合、日本国内で当該特許発明の技術的範囲に属する行為を完結していないことになるから、当該特許発明を日本国内で実施しているとは評価できない旨を判示する。

東京地判平成19年2月27日「多関節搬送装置事件」^{*5}は、特101条1号所定の「その物の生産にのみ使用する物」という要件が予定する「生産」は日本国内の生産を意味するものと解すべきであるから、日本国外の生産に使用される物を国内で生産する行為についてまで特許権の効力を拡張する場合には、属地主義の原則により日本の特許権者が本来当該特許権によって享受し得ないはずの国外の実施による市場機会の獲得という利益まで享受し得ることになり、不当に当該特許権の効力を拡張することになる旨を判示する。

上記のとおり、従前の判例はわが国の特許権の効力がわが国の領域内においてのみ認められるといういわゆる属地主義を厳格に捉え、わが国の領域外に特許発明を構成する要素の一部があったり、領域外でその実施行為の一部が行われたりした場合に、わが国の特許権の侵害を否定するものが多かった。これに対し、本判決は少なくとも従前の判例と比較して同原則を柔軟に捉え、そのような場合でもわが国の特許権の侵害を肯定し得る旨を判示した点に先例的意義がある。

2. X発明のカテゴリーと生産該当性について

本判決はネットワーク型システムに係るX発明を物の発明と捉えたうえで、特2条3項1号所定の物の発明に係る実施行為の一つである生産に該当するか否かを判断している。

従前、物の発明とは技術的思想が有体物に具現化された経時的な要素を含まない発明のことであり、方法の発明とは経時的な要素を含む発明であるとされてきた^{*6}。

しかしながら、2002年の法改正により、特許法の規定上、情報財であるプログラム等が物の発明として取り扱われるようになった。プログラムは電子計算機に対する指令であって一の結果を得られるように組み合わせられたものであるから、無体物であって経時的な性格を帯びるものである^{*7}。

そこで、その実施行為として使用以外に生産および電気通信回線を通じた提供を含む譲渡等を観念できる発明が物の発明であり、その実施行為として生産および譲渡等を観念できない発明が方法の発明であるともされている^{*8}。

ここで、生産とは広く物を作り出す行為のことであり、いわゆる工業製品などの製造に限らず、組み立て、構築、成型、植物の栽培といった行為も含まれる^{*9}。特にX発明のようなネットワーク型システムの発明に係る生産とは、インターネットなどのネットワークを通じてサーバやユーザ端末といった複数の構成要素を接続し、互いに有機的な関連性を持たせることで、全体として当該発明に係る全ての構成要素を充足するシステムを新たに作り出すこととされる^{*10}。

そうすると、X発明は生産し得るものであるから物の発明に該当し、Y配信によってYシステムが現出するところ、これは特2条3項1号所定の生産に該当する行為である。

3. 属地主義の原則について

本判決は、いわゆる属地主義を前提としながら、わが国の領域外に特許発明の構成要素の一部があったり、領域外でその実施行為の一部が行われたりした場合であっても、わが国の特許権の効力が及び得る旨を判示する。

まず、属地主義の文言は多義的であるが、本判決との関係では、これをわが国の特許権の効力はわが国の領域内に収まるものであると捉える見解（便宜的に「領域限定説」と呼ぶ）と、そのように収まるものではないと捉える見解（便宜的に「領域無限定説」と呼ぶ）に大きく分類できる。

領域限定説は、本判決と同様に、特定の国における特許権の効力は当該国の領域内にしか及ばないとする見解である^{*11}。領域限定説には、特許法の規定を国際私法上の強行的適用法規として捉え、一定以上の密接な関連性があれば常に適用されるものとして、その国際的な適用範囲を個別に決定していくべきであるとする見解も含まれ得る^{*12}。

このような領域限定説の見解によれば、必然的にわが国の特許権の効力が地理的にどこまで及び得るのかを考察するというアプローチをとることになる。

領域限定説に属する見解は、上記のような意味の属地主義を正当化する根拠として、各国の産業政策を相互に尊重すべきであること^{*13}、属地主義が明文の規定で定められていなくとも国内法または国際法の当然ないし暗黙の前提とされていること^{*14}などを挙げるが、特許権ないし特許制度が多分に国家的な色彩が強いことを重視しているように思われる。

これに対し、領域無限定説は、国際私法により準拠法としてわが国の特許法が適用される場合にあっては、実質法であるわが国の特許法が適用される範囲ないしそれが規定するわが国の特許権の効力が及ぶ範囲は必ずしもわが国の領域に限定されるものではないとする見解である^{*15}。

上記のような領域無限定説の見解によれば、少なくとも理論上わが国の特許権の効力は地理的に際限なく及び得ることになり、他の法域の特許権などと抵触を生じ得るから、いずれの法を適用すべきかを考察するというアプローチをとることになる。そうすると、法の適用に関する通則法（以下、通則法）などに基づき、準拠法を選択し、それを適用することにつながり、第一義的には通則法17条本文に基づき加害行為の結果発生地の法が適用されることになる。

領域無限定説に属する見解は、属地主義の原則それ自体が多義的であり、国際法上も国内法上も明文の規定によって定められているものではないこと^{*16}、無体物は有体物と比較して法域とは無関係に流通しやすいところ、行為者にいずれの法域の法が適用されるか、そして自己の行為が他人の知的財産権の侵害に当たるか否かを予測できるようにする点に属地主義の効用があること^{*17}を重視しているように思われる。

もっとも、両見解のいずれによったとしても、わが国の特許法が涉外的要素を有する特許権の侵害について適用され得ることを認めている点において違いはない^{*18}。すなわち、本判決のような領域限定説の立場に立つ見解にあっても、本件のような場合にわが国の特許権に対する直接侵害が成立する場合があるとする見解が多数である^{*19}。

その理由としては、わが国の領域外に特許発明を構成する要素の一部を置いたり、わが国の領域外でそれを実施する行為の一部を行ったりするだけで、容易にわが国の特許権の侵害を回避することができるとすれば、わが国の特許権の保護にもとるといったことが挙げられる^{*20}。

とりわけ、X発明のようなネットワーク型システムの場合、一般的にサーバを設置する場所によって当該システムの利用に実際的な影響が生じることはなく、これをわが国の領域内に置くか領域外に置くかで実質的な差異はないところ、わが国の領域外にサーバを設置することも現実にあることから、特許発明を構成する要素の一部をわが国の領域外に置いたり、それを実施する行為の一部をわが国の領域外で行ったりすることが一層容易であると考えられるためである^{*21}。

ただし、本判決のように領域限定説の立場に立つのであれば、例外的にわが国の特許権をわが国の領域外に及ぼす場合には、以下のようにそれを正当化する理由が必要になる。

特にオンラインで生産された物が専らわが国に所在している場合、またはそのような生産物がわが国を含む世界中に所在している場合にわが国に所在する者がその生産の成否を決定していることを要する旨を述べる見解（便宜的に「生産物・生産者所在地説」と呼ぶ）^{*22}、わが国の領域内で主たる行為が行われていることを要する旨を述べる見解（便宜的に「行為地説」と呼ぶ）^{*23}、わが国の領域内で特許発明を構成する主要な構成要件が物理的に動作していること^{*24}、ないしは特許発明の本質的部分が実施されていること^{*25}を要する旨を述べる見解（便宜的に「構成要件所在地説」と呼ぶ）、当該特許発明の効果がわが国の領域内で発現している場合にわが国の特許権の侵害が肯定される旨を述べる見解（便宜的に「効果地説」と呼ぶ）^{*26}、侵害被疑者がわが国の領域内で自覚的に何らかの行為を行っており、かつ、その行為が発明の効果の発生に直接的に関係しており、その効果がわが国の領域内で実現していることを要すると説く見解（便宜的に「行為地・効果地折衷説」と呼ぶ）^{*27}、当該特許発明の実施がわが国の市場に影響を与えていることを要する旨を述べる見解（便宜的に「市場地説」と呼ぶ）^{*28}、わが国の領域内で主要な行為が行われており、かつ、わが国の排他的市場が実質的に害されている場合であるとする見解（便宜的に「行為地・市場地折衷説」と呼ぶ）^{*29}、上記の各見解が挙げているような要素を総合的に評価して決すべきであるとする見解（便宜的に「総合考慮説」と呼ぶ）^{*30}などがある。

本判決はY配信とその結果としてのYシステムの構築によって実質的にわが国の領域内においてYシステムを生産していると評価するのが相当であるとする理由として、①わが国でYサービスを提供する際の情報処理の過程としてなされること、②わが国に所在するユーザ端末を含むYシステムを

構成していること、③Yシステムの処理の結果が同システムを構成するわが国に所在するユーザ端末上に表示されること、④XがX特許を有することとの関係においてY配信やその結果として構築されるYシステムがXに経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれないこと——を挙げる。そうすると、本判決は前記各見解のうち、総合考慮説によったものと考えられるが、上記各要素のうち、①は行為地説、②は構成要件所在地説、③は効果地説、④は市場地説がそれぞれ挙げている要素に相当すると考えられる。

上記の判示は、そもそも特許権が特許発明の業としての実施を特許権者に独占させることで（特68条）、そこから得られる経済的利益を特許権者に独占的に得させるものであるところ、そのようなわが国の特許権の独占性や特許権者の得べき経済的利益に影響を与える場合には、特許発明の保護を図るのが妥当であるという観点からであろう^{*31}。

上記④については、その影響は実施行為がなされた結果として生じるものであるから、その前段階である実施に該当するか否かを判断する際にその影響を考慮することは論理的に整合しないといった指摘や、特許権者がわが国の領域内で特許発明を実施していれば特許権の侵害になり、そうでなければ侵害にならないとする帰結は公平でないといった指摘^{*32}がなされている。また、いずれの要素を重視するかによって、わが国の特許権の効力が及ぶか否かが不明確であるといった総合考慮説に対する批判^{*33}が本判決にも当てはまる。

そうであれば、領域限定説的なアプローチではなく、領域無限定説的なアプローチを採用して、通則法17条以下の規定に基づいて準拠法を決定して適用したほうが、少なくとも連結点が通則法の規定上明記されているため、適用されるべき法についての当事者の予測可能性は担保される。

また、本判決が挙げている上記の各要素は、例外的にわが国の特許権の効力を領域外に及ぼそうとすることを正当化するための要素であるから仕方ないことかもしれないが、見方によってはわが国の特許権の効力はわが国の領域外へと広範に及ぶことになり、わが国の特許権の侵害を主張する者にとって有利な要素ばかりである。

そうであれば、領域無限定説的なアプローチを採用し、当該涉外的法律関係にとって最も密接な関係を有する地を少なくとも形式上は中立的な連結点として準拠法を指定する通則法17条以下に基づいて準拠法を決定して適用したほうが、当事者の公平を図ることができるように思う。

そもそも、本判決がいうわが国の領域内においてのみ認められるわが国の特許権の「効力」が排他的独占効のことであるとして、わが国の領域外に特許発明の構成要素があったり、そこで実施行為がなされたりした場合に、それを踏まえてわが国の特許権侵害の成否を判断しても、それはわが国の領域外で生じている事象を考慮しているだけであって、わが国の特許権の効力を及ぼすことにはならないであろう^{*34}。

また、本判決が判示する特許権の効力が排他的独占効のことであるとして、前述の領域無限定説の立場に立ったとしても、通則法17条以下の規定により準拠法が決定され適用されるのであるから、世界中のあらゆる法域における発明の実施行為についてわが国の特許法が適用され、わが国の特許権の排他的独占効が及ぶことにはならない。

そして、領域限定説または領域無限定説のいずれの立場に立つにしても、わが国の領域外に特許発明の構成要素の一部があったり、その実施行為の一部が行われたりした場合に、わが国の特許権を直接侵害することになり得る場合があるとしても、それに基づく権利行使ないし法的救済が際限なく認められるわけではない^{*35}。すなわち、特許制度が法域ごとに構築されており、特許権による発明の保護が法域ごとに図られているという厳然たる事実があるところ、わが国の特許権による発明の保護の実効性が担保できる範囲で権利行使ないし法的救済が図られれば足り、それ以上の権利行使ないし法的救済を認めるとすれば、わが国の特許権は他の法域における特許権との間で抵触を生じることになるためである。

本件についていえば、Y配信を直接的に阻止するような措置を米国内において取ることは困難を伴うが、Yが日本国内に財産を保有していれば、間接強制による金銭支払命令を得てこれを執行することができるし（民訴3条の3第3号）、日本国内にある端末から米国内に所在するYが設置・管理しているサーバを操作してYファイルを日本国内に所在するユーザ端末に配信させたりしないようにしたり、同ユーザ端末から米国内に所在するYが設置・管理しているサーバにアクセスすることを制限したりすることが考えられよう^{*36}。

以上の検討より、領域無限定説のアプローチから通則法17条以下の規定によりわが国の特許法を準拠法として適用すべきであったと考えるが、Y配信によるYシステムの構築が特2条3項1号所定の生産に当たるとした点には賛成する。よって、本判決の結論には賛成するが、理由には反対する。

（なかがわ きよむね）

- ※1) 裁判所ウェブサイト ※2) 裁判所ウェブサイト
 ※3) 判タ1081号241頁 ※4) 判時1764号112頁
 ※5) 判タ1253号241頁
 ※6) 東京高判昭和32年5月21日「放射線遮断方法事件」(行集8巻8号1463頁)、中山信弘『特許法(第5版)』(弘文堂・2023年)121頁、中山信弘・小泉直樹編『新・注解 特許法(第2版)上巻』(青林書院・2017年)33～34頁(平嶋竜太)、吉藤幸朔・熊谷健一補訂『特許法概説(第13版)』(有斐閣・1998年)66頁
 ※7) 中山 前掲書121・351頁。なお、特許庁の審査実務上、請求項の末尾が「システム」と記載されている場合は「物」のカテゴリを意味する用語として取り扱われる(特許庁編『特許・実用新案審査基準』第Ⅱ部第2章第1節特許法第36条第5項)。
 ※8) 中山 前掲書121頁
 ※9) 知財高裁詳報<判批>L&T 102号63頁、中山 前掲書350頁、中山ほか編 前掲書42頁(平嶋)、吉藤 前掲書433頁
 ※10) 知財高裁詳報 前掲63頁
 ※11) 茶園成樹「特許権侵害に関連する外国における行為」NBL 679号(論文①)16頁、茶園成樹「特許権侵害の準拠法」国際私法6号(論文②)40頁
 ※12) 横溝大<判批>判例秘書ジャーナル文献番号HJ100161 6頁
 ※13) 前田健「IoT時代における国境をまたぐ特許権侵害」別パテ31号56頁
 ※14) 鈴木将文「越境的要素を有する行為による特許権侵害に関する一考察」L&T 98号(論文①)14～15頁は「条約上、属地主義そのものを正面から言明する規定が見られないのは、確かである」としながらも、種々の条約の規定などを踏まえ、「特許権の属地主義は、条約に基づく規範と考える」と述べる。鈴木将文「ドワンゴ事件最高裁2判決の概要と意義」ジュリ1612号(論文②)65頁
 ※15) 愛知靖之「IoT時代における『属地主義の原則』の意義—『ネットワーク関連発明』の国境を越えた実施と特許権侵害」牧野利秋編『最新知的財産訴訟実務』(青林書院・2020年)(論文①)266～267頁、愛知靖之「特許権の越境侵害—近時の2つの裁判例を素材として—」特許74号9～10頁、愛知靖之「続・特許権の越境侵害—知財高判令和四年七月二〇日平成三〇年(ネ)一〇〇七七号の検討を中心に—」法学論叢192(1～6)277～278頁、梶野篤志「特許法における属地主義の原則の限界」知財政策学研究1号164頁。法例33条所定の公序則との関係において述べるものとして横溝大「知的財産法における属地主義の原則—抵触法上の位置づけを中心に」知財政策学研究2号25頁。実質法一般について述べるものとして出口耕自「競争法・知的財産法」国際法学会編『国際取引(日本と国際法の100年 第7巻)』(三省堂・2001年)128頁。国際私法一般について述べるものとして早川吉尚「国際知的財産権法の解釈論的基盤」立教58号193頁、駒田泰士「特許権の属地性—ドイツ法の現状からみえてくるもの」工所法47号41頁
 ※16) 飯塚卓也「国境を越えた侵害関与者の責任」ジュリ1509号31頁、愛知 前掲論文①268～270頁
 ※17) 田村善之『機能的知的財産法の理論』(信山社・1996年)241～242頁、服部誠「ネットワーク型システム発明の国境を跨いだ実施に関する大合議判決について」三村量一古稀『切り拓く 知財法の未来』(日本評論社・2024年)316頁、梶野 前掲論文166頁、茶園 前掲論文②41頁、前田 前掲論文56頁
 ※18) 駒田泰士<判批>新・判例Watch 35号237～238頁
 ※19) 高部眞規子「国際化と複数主体による知的財産権の侵害」『知的財産権 その形成と保護』(新日本法規・2002年)176頁、高部眞規子『実務詳説特許関係訴訟(第4版)』(きんざい・2022年)358頁、辻本良知「特許法2条3項1号『生産』の現代的解釈—ネットワーク型システムの発明と越境侵害に関する考察—」知財ぶりずむ258号48頁、特許第2委員会第1小委員会「渉外的要素を有する特許権侵害訴訟に関する一考察」知管62巻11号1576頁、長澤健一「ネットワーク関連発明の特許法改正に関して」ジュリ1612号76～78頁、横山久芳「AIに関する著作権法・特許法上の問題」法時91巻8号56頁、東崎賢治＝岡田紘明＝小宮千枝「国境をまたぐ各種行為への日本の特許法の適用—ドワンゴ事件大合議判決を受けての具体的検討—」JCA70巻9号47頁、平嶋竜太「特許権の域外的効力の解釈—ドワンゴ事件知財高裁大合議部判決を踏まえて」L&T 103号40～41頁
 ※20) 高部 前掲論文176頁、特許第2委員会第1小委員会 前掲論文1576頁
 ※21) 種村佑介<判批>新・判例Watch 33号334頁、知財高裁詳報 前掲67頁、東崎ほか 前掲論文47頁
 ※22) 前田 前掲論文64頁
 ※23) 一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所編『ネットワーク関連発明における国境をまたいで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究報告書』では「実施」地を柔軟に解釈するうえでの考慮要素として「主たる行為」地および「市場地」が中心に検討されている。
 ※24) 松下外<判批>知管73巻6号726～727頁
 ※25) 山内貴博「『国境を跨ぐ侵害行為』に対するあるべき規律—実務家の視点から—」IPジャーナル2号13～14頁
 ※26) 鈴木 前掲論文②66頁、滝澤ゆかり・黒川美陶「ネットワークを介した海外からの特許侵害行為への対処」知管67巻5号639頁、田村善之<判批>WLJ判例コラム297号17～18頁、前田 前掲論文56頁、長澤 前掲論文75～78頁
 ※27) 鈴木 前掲論文①21頁
 ※28) 國分隆文「いわゆる属地主義の原則と特許発明の『実施』に関する試論—国境をまたぐ『システム』の『生産』を中心に—」清水節古稀『多様化する知的財産権訴訟の未来へ』(日本加除出版・2023年)400頁、横溝 前掲<判批>7頁、横溝大「国境を超える特許権侵害—抵触法の観点から」工所法47号107頁、知的財産研究所 前掲報告書
 ※29) 横山 前掲論文56頁
 ※30) 平嶋竜太「『国境を跨ぐ侵害行為』と特許法による保護の課題」IPジャーナル2号28～29頁、種村 前掲<判批>335頁、平嶋 前掲論文41頁、東崎ほか 前掲論文47頁
 ※31) 知財高裁詳報 前掲68頁、服部 前掲319頁 長沢幸男＝笹本撰＝佐藤武史＝今智司「国境を越えたネットワーク関連発明の特許権侵害に対する一考察：ドワンゴ事件と属地主義の原則に基づく検討」ビジネス法務24巻1号117～118頁は本件控訴審判決に対する批判として「このような判断は、剥き出しの利益衡量と評すべきもので、理論的根拠を欠く」と述べる。
 ※32) 辻本 前掲論文49～50頁
 ※33) 本件控訴審判決に係るものとして、紋谷崇俊<判批>民事判例27119頁、駒田 前掲<判批>236頁
 ※34) 最判平成9年7月1日「BBS事件」(民集51巻6号2299頁)、茶園成樹「ネットワーク関連発明における国境を跨いて構成される侵害行為に対する特許保護」IPジャーナル2号8頁、横溝 前掲<判批>6頁
 ※35) 申美穂<判批>ジュリ1583号274頁、申美穂<判批>新・判例Watch 35号279頁、國分 前掲論文404頁、大鷹一郎「ネットワーク型システム発明の『生産』の差止めと属地主義について」三村古稀前掲書 26～27頁は本件控訴審判決の差止めに係る主文は属地主義の原則に抵触するものではない旨を述べる。茶園 前掲論文①18頁は、わが国の特許権の侵害に係る外国の行為に対する救済につき、損害賠償請求は認められるが、差止請求は認められない旨を述べる。
 ※36) 小池眞一<判批>AIPPI 68巻3号55～56頁。竹下啓介<判批>ジュリ1601号125頁は「国際的な特許権の効力の調整については、原則として金銭賠償によって解決されるべき問題であり、私人の行為の自由を直接的に制限する差止請求等は、特許権の登録国の国内における作為・不作為を求める限りで許容されるべきものである」と述べる。